

下関市監査委員公表第7号
令和3年(2021年)2月10日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野雅弘
同 大賀一慶
同 関谷博博
同 亀田博

記

1 監査の対象

| 部局等 | 監査対象課所室等 |
|---------|---------------------------------|
| 農林水産振興部 | 農業振興課、水産振興課、農林水産整備課 |
| 教育委員会 | 美術館、豊浦教育支所、 5小学校・2中学校（豊浦町区域） |

2 監査の範囲

令和2年4月1日から同年10月31日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和2年12月1日から令和3年1月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

| | |
|------------------------|---|
| 農林水産振興部 農業振興課 | |
| [指摘事項] 及び [意見] | なし |
| 農林水産振興部 水産振興課 | |
| [指摘事項] 及び [意見] | なし |
| 農林水産振興部 農林水産整備課 | |
| [指摘事項] | <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、当該土地の全部を使用する場合には不要な使用面積の端数処理（切り上げ）を行ったため、本来徴収すべき額よりも多く徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないよう、チェックを強化されたい。</p> <p>(2) 排水機場の清掃等業務において、発注（見積り合わせ）の際にごみの種類や数量を示した書面がなかった。所管課への聴取によれば、同課では年間のごみの種類や数量の予測が困難なため、業者が現地を確認し、ごみの種類や数量を予測して見積書を提出しているとのことであった。市は、予定価格を算定していることや、当該業務に関する過去の実績等を有していることから、予測されるごみの種類や数量を示すことは可能と史料する。口頭での説明では業者間の公平性に疑義が生じるおそれがあるため、数量等の重要な事項は書面により示されたい。</p> <p>(3) 指定管理業務において、以下の事項が見受けられた。基本協定書に基づき適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 王喜漁港及び吉母漁港の指定管理業務において、市は、指定管理者が提出した年間事業計画書を承認する場合は、書面によって行わなければならないが、これを行っていなかった。</p> <p>イ 下関市王喜農村センターの指定管理業務において、所管課及び指定管理者は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していなかった。</p> <p>ウ 下関市王喜農村センターの指定管理業務において、指定管理者は、利用者アンケート等実施手順等を定めておらず、また、アンケート等を実施していなかった。</p> |
| [意見] | なし |
| 教育委員会 美術館 | |

| |
|---|
| <p>[指摘事項]</p> <p>(1) 美術館の敷地の一部を電柱の支線を設置するために使用させた場合に、使用料を徴収していない事例があった。減免の手続はされておらず、また、下関市行政財産使用料条例に使用料の額を無料とする根拠も見当たらないため、当事例で使用料を徴収しない根拠が不明確である。適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) 図録の管理について、図録受払簿で管理されているものの、図録の種類ごとの在庫数が特定できていない状況であった。早期に現品数と受払簿の残数を確認し、適正に管理されたい。</p> <p>[意見]</p> <p>(1) 必要があると認めるときは観覧料、特別観覧料及び使用料を徴収する時期を別に定めることができる旨を規定した下関市立美術館の観覧料等に関する規則第3条第2項（当時。現行は第4項）の規定に基づいて、美術館においては、平成23年5月1日に市長が決裁した文書により、他に条件を付すことなく、特別観覧料の納入期限を「許可書の発行日から45日以内」とする旨を、また、使用料の納入期限を「施設使用の前日まで」とする旨を定め、運用している。しかしながら、同項に基づく別に定めることができる徴収時期は例外的なものであり、原則は同条第2項及び第3項により、それぞれ許可書と引き換えに徴収しなければならない。市長が決裁した文書に基づく徴収時期を原則とするのであれば、同規則第3条第2項及び第3項の規定の見直しを検討されたい。</p> |
| <p>教育委員会 豊浦教育支所</p> |
| <p>[指摘事項]</p> <p>(1) 豊浦町学校給食共同調理場及び黒井学校給食共同調理場のそれぞれに係る産業廃棄物収集運搬業務で、発注（見積り合わせ）の際に廃棄物の数量を示した書面がなかった。本件では口頭で業者に連絡したと思料するが、業者間の公平性に疑義が生じるおそれがあるため、数量等の重要な事項は書面により示されたい。</p> <p>また、これらの業務に係る契約書の文中に「種類：別紙1のとおり」及び「数量：別紙1のとおり」と記載されているものの、別紙1には種類及び数量に関する記載はない。適正な契約書により契約を締結されたい。</p> <p>(2) 下関市小野ふれあいセンターの指定管理業務において、次に掲げる不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。また、必要に応じて指定管理者を指導されたい。</p> <p>ア 下関市小野ふれあいセンターの利用料金の額は、下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例第11条第2項の規定により、市長の承認を得た上で、指定管理者が定めなければならないが、これらの手続を経ずに、基本協定書において、利用料金の額を定めていた。また、所管課は利用料金の額を告示していなかった。</p> <p>イ 基本協定書第17条第1項に基づく指定管理者からの従業員の配置に関する報告に対し、同項の承諾の手続を行っていなかった。</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| | <p>ウ 指定管理者からの再委託の申出に対して、基本協定書第18条第2項に基づく承諾の手続を行っていなかった。</p> <p>エ 基本協定書第30条第1項に基づく業務の実施状況等のモニタリングについて、指定管理業務の収支に係るモニタリング（チェックシート①の一部）を行っていなかった。</p> |
| | <p>[意見]</p> <p>(1) 豊浦教育支所管内の小中学校の自家用電気工作物保安管理業務において、その点検結果で「不適合」と指摘されている箇所があったが、対応を検討している経緯が見受けられなかった。中には2015年から不適合が指摘されているものもあった。学校施設の修繕については、その予算も含め教育支所内のみでなく教育部全体での検討も必要と思料する。今後の修繕計画を検討されたい。</p> |
| <p>豊浦教育支所管内の小中学校及び中学校（全7校）</p> | |
| | <p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p> |
| <p>複数の課所室に関する事項</p> | |
| | <p>[意見]</p> <p>(1) 今回を含めた定期監査の結果として、電柱等の支線や支柱を設置するために行政財産を使用させた場合に、下関市行政財産使用料条例には使用料を無料とする規定が見当たらず、また、減免の手続がなされていないにもかかわらず、使用料を徴収していないという事例が従前から多くの課所室で見受けられる。伺い文書や職員への聴取から、これらの事例は、下関市行政財産使用料条例の適用に関して、各課所室が次のような疑義のある解釈をしているために生じたと思料する。</p> <p>疑義のある解釈の一つ目は、支線や支柱は本柱（電柱や電話柱）の附属物であるから、支線や支柱の使用料は本柱の使用料に含まれているというものである。下関市行政財産使用料条例では、電柱及び地下埋設物等を設置するために行政財産を使用する場合の使用料の額は、下関市道路占用料徴収条例の例による旨が規定されている。市道を占用する場合は、下関市道路占用料徴収条例により、支線や支柱は「その他柱類」として本柱とは別に使用料を徴収することとしており、同条例の「例による」とすれば、下関市行政財産使用料条例においても支線や支柱の使用料は無料になり得ない。支線や支柱が例による物件に含まれず、本柱の附属物であるとなれば、単独の物件として使用料を徴収する下関市道路占用料徴収条例と取扱いが異なることの合理的な理由が不明である。</p> <p>疑義のある解釈の二つ目は、下関市道路占用料徴収条例の例によるとされているのは「使用料の額」であるが、使用料を減免する際の取扱いも例によるとしていることである。その解釈から、道路占用料の減免基準である「下関市道路占用料減免基準」を行政財産使用料に対しても適用し、同基準に支線や支柱が「道路占用料を徴収しない物件」という表現で掲げられていることから、行政財産に支線や支柱を設置した場合の使用料は「当初から無料」と誤解して、減免の手続を行っていないものと思料する。</p> |

このような疑義のある解釈に至る原因は、各課所室が前例を踏襲する事務処理を行うこと等によって、使用料を徴収しない根拠を正確に把握していないことに加え、支線や支柱を行政財産に設置した場合に、当該支線や支柱が下関市道路占用料徴収条例の例により使用料を徴収する物件（電柱及び地下埋設物等）に含まれるかどうかについて、下関市行政財産使用料条例の規定が不明確なことにある。

下関市行政財産使用料条例の改正を含め、同様の事例が生じない方策を検討されたい。

以上